

天ヶ瀬苑短期入所生活介護事業運営規程

特別養護老人ホーム 天ヶ瀬苑

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人不動園が開設する短期入所生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1 本事業において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを適格に捉え、個別に短期入所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適格なサービスを提供する。
- 3 利用者またその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、目標の達成度の評価を行う。
- 6 介護サービス・支援計画に沿った介護を提供する。

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称 天ヶ瀬苑短期入所生活介護事業所
- 2) 所在地 宇治市白川東山15番地
- 3) 電 話 0774-23-0030 FAX 0774-23-9922

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人不動園とする。

(従業員の種類、員数及び職務内容)

第5条

1 従業員の種類・員数

- | | | |
|------------|----------------|---|
| 1) 管理者 | 1名(常勤兼務) | 事業の統括管理に関すること |
| 2) 副管理者 | 1名(常勤兼務) | 管理者の職務を補佐すること |
| 3) 医師 | 1名以上(非常勤兼務) | 利用者の診察、及び職員に対する健康管理に関すること |
| 4) 生活相談員 | 1名以上(常勤兼務) | 利用者の処遇計画の実施、利用者の生活相談及び指導・援助、並びに関係機関との連絡調整に関すること |
| 5) 介護職員 | 20名以上(入所施設と兼務) | 利用者の生活相談及び指導・介護・介助及び補佐等 |
| 6) 介助員 | 0名 | 苑内の清掃、リネン、宮繕、入所者の食事補助業務 |
| 7) 看護職員 | 1名以上(常勤専従1名含む) | 医師の診療補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理 |
| 8) 管理栄養士 | 1名以上(入所施設と兼務) | 栄養指導(献立の作成)・給食事務・調理場並びに従事職員の保健衛生及び健康管理に関すること |
| 9) 機能訓練指導員 | 1名以上(入所施設と兼務) | 日常生活を営むことに必要な機能の改善、又はその減退を防止するための訓練に関すること |
| 10) 事務員 | 1名以上(入所施設と兼務) | 事業運営のための事務に関すること |
| 11) 管理宿直員 | 3名以上(入所施設と兼務) | 夜間における施設管理に関すること |

2 管理者

事業者ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。ただし、管理上支障のない場合は、当該事業所の他の業務と兼務できる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- | | | |
|--------|----|------|
| 1 営業日 | 1年 | 365日 |
| 2 営業時間 | 1日 | 24時間 |

(利用定員)

第7条

短期入所施設 10名

(短期入所生活介護の内容)

第8条 介護サービスの内容は次の通りとする。

- 1 常時介護が必要とする要援護老人の家族が社会的行事の参加・私的理由等により、要援護老人を介護できない期間施設を利用させることにより、家族の精神的・肉体的な疲労を癒すとともに、利用者の日常生活指導、機能訓練、健康管理、療養上の世話等を行う。
- 2 事業実施に当たっては、利用者（概ね3泊4日以上の利用）に応じた短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対して、その内容等について説明し了解を得て実施するものとする。

(短期入所生活介護の利用料)

第9条

- 1 本事業が提供する短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告知上の額とし、利用者は負担割合に応じた額を支払う。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食費（食材料費・提供費・おやつ代）

1回につき朝食395円・昼食630円・夕食420円

(2) 滞在費 1日につき 855円（令和6年7月31日まで）

915円（令和6年8月1日から）

(3) テレビ、ラジオ、暖房機器の使用料（電気代として） 1日 各105円

※ただし、消費税改定や物価の変動等に伴い、料金を変更する場合があります。

(4) 前項目に掲げるものの他、短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。
- 3 利用料の支払は、現金または銀行口座振込みまたは振替により、指定期日までに受ける。

(短期入所生活介護計画の作成等)

第10条

- 1 短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望並びにその置かれている状況を十分に把握し、介護サービス・支援計画に沿って個別に短期入所生活介護計画を作成する。（対象者は、概ね3泊4日以上のご利用者）
- 2 短期入所生活介護計画の作成、変更の場合には、利用者またその家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの質の管理、目標の達成度の評価を行う。

(通常の事業の実施区域)

第11条

通常の事業の実施区域は次の通りである。

宇治市・久御山町・城陽市

(サービス提供の記載)

第12条

短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該介護予防短期入所生活介護について、利用者に代わって受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第13条

- 1 本事業の従業員は、職務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。ただし、緊急時医療対応やサービス利用関係事業所との連携においては情報を共有する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第14条

- 1 提供した短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、提供したサービスに関する入所者又は家族からの苦情に関して、介護保険法の規定により市町村・国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、助言を受けた場合には当該指導又は助言に従い必要な改善を行うよう努めるものとする。

(損害賠償)

第15条

利用者に対する短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第16条

- 1 短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に管理に充分留意するものとする。
- 2 従業者は感染症に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第17条

短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医あるいは協力医療関係に連絡し、適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第18条

1 短期入所生活介護の提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また管理者は、日常的に具体的な退所方法、避難経路、及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

2 施設は、非常災害に備えて防災計画を作成し、年1回以上定期的に訓練を実施する。また、訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条

1 施設は、感染症や非常災害の発生時に、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条

1 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生のための指針（別添）を定め、事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行い、事故報告を速やかに行います。

(身体拘束及び虐待等について)

第21条

1 当施設は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者、家族に説明し、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

2 当施設は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命と人権を守り、虐待・人権侵害等を起こさない施設環境整備に努め、虐待防止の指針・マニュアルをもとに福祉サービスの充実と向上を図ります。

(地域との連携)

第22条

1 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設は、その運営に当たっては、提供するサービスに関して、市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業やその他市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第23条

1 全ての従業者は、認知症介護に係る基礎的な研修を受講し、資質の向上に努める。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 階層別研修 随時

2 事業者はこの事業を行うため、処遇記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整理する。

3 暴力・威力・詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団や個人、または、反社会的勢力と密接な関係を有する者とは雇用・サービス利用契約を行いません。

4 施設は、適切な指定介護福祉サービスの提供を確保する観点から、施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた内容や、入所者及び家族からのあらゆるハラスメントによる従業者への就業環境が害されることを防止されるための方針を明確化し、必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人不動園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則	この規程は平成12年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成18年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成18年	7月1日から施行する。
附則	この規程は平成19年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成20年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成21年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成21年	8月1日から施行する。
附則	この規程は平成22年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成22年	6月1日から施行する。
附則	この規程は平成23年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成24年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成25年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成26年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成27年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成27年10月1日	から施行する。
附則	この規程は平成28年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成28年10月1日	から施行する。
附則	この規程は平成29年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成30年	4月1日から施行する。
附則	この規程は平成31年	4月1日から施行する。
附則	この規程は令和2年	4月1日から施行する。
附則	この規程は令和3年	4月1日から施行する。
附則	この規程は令和3年	8月1日から施行する。
附則	この規程は令和4年	4月1日から施行する。
附則	この規程は令和5年	4月1日から施行する。
附則	この規程は令和6年	4月1日から施行する。